

平成十八年二月三日受領  
答弁第一八号

内閣衆質一六四第一八号

平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出民事裁判における偽証の取締りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員前田雄吉君提出民事裁判における偽証の取締りに関する質問に対する答弁書

一について

平成七年から平成十六年までの十年間に民事裁判に関する偽証罪で告発された件数は、把握していない。なお、この期間内に処理された偽証罪に係る被疑事件のうち告発を捜査の端緒としたものは、五百五件である。

二について

平成七年から平成十六年までの十年間に偽証罪により起訴された件数は、五十九件であるが、このうち民事裁判に関する偽証罪で起訴された件数及び有罪判決を受けた件数は、把握していない。

三及び四について

平成十年から平成十七年までの間に検察審査会から検察庁に対して議決書謄本が送付された事件のうち民事裁判に関する偽証罪に係るものについて、検察審査会が起訴相当の議決をしたものはないが、不起訴不当の議決をしたものは、六件である。

この六件のうち、起訴されたものは一件、不起訴処分とされたものは四件、捜査中であるものは一件で

ある。

五について

最高検察庁は、平成十五年七月、刑事裁判における偽証行為について、犯罪の成立が認められれば、厳正に対処すべきであるとの提言を取りまとめているが、検察当局においては、民事裁判における偽証行為についても、同様に対処するものと承知している。